

つがる総合病院給食業務を委託するにあたり、広く企画書案を募集し、最も適切な事業者を当該業務の受託者として選定するため公募型プロポーザルを実施することから、次のとおり公告します。

令和7年1月23日

つがる西北五広域連合 つがる総合病院
病院事業管理者 高杉 滝夫

記

1. 委託業務概要

- (1) 業務名 「つがる総合病院給食業務」
- (2) 業務内容 「給食業務委託仕様書」を基準とする。
- (3) 委託期間 令和7年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（3年間）
※ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。
- (4) 業務場所 つがる総合病院（五所川原市字岩木町12番地3）
- (5) 食材費 1食あたりの食材費については、263円を上回るようにすること。

2. 施設概要

施設名：つがる西北五広域連合つがる総合病院
所在地：青森県五所川原市字岩木町12-3
建設年月：平成26年4月竣工
延床面積：36,872.48㎡
建物構造：鉄筋コンクリート造10階建（免震構造）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当するものとする。

- (1) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、つがる西北五広域連合構成自治体（五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）の指名停止措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 法人税、所得税、消費税、法人住民税、法人事業税に滞納がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではない者であること。
- (6) 参加申請書の提出時点で、許可病床数200床以上の本院と同程度の診療科目を有する特定給食施設において、仕様書に記載された業務と同等の給食業務の受託実績を

過去5年以内に継続して1年以上有するものであること。

- (7) 入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。また、業務開始日までに本業務の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ確実な履行を確保できること。
- (8) 病院給食業務に係る医療関連サービスマーク認定業者、又は医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3第2項の定める基準を満たしていること。
- (9) 入札日より起算し、過去3年以内に病院給食受託業務において、青森県を所管する支社等が受託した病院で食中毒により食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規程による業務停止処分を受けていないこと。

4. 応募手続等

(1) 受付期間

参加申請書等は公告日から令和7年2月7日（金）まで（土曜日、日曜日・祝日を除く。郵送の場合は、令和7年2月7日（金）必着。）

提案書等は令和7年2月19日（水）まで（土曜日、日曜日・祝日を除く。郵送の場合は、令和7年2月19日（水）必着。）

(2) 受付時間

午前8時15分から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

「つがる総合病院給食業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）

(5) 提出先及び問い合わせ先

〒037-0074

青森県五所川原市字岩木町12番地3

つがる西北五広域連合つがる総合病院 事務部管理課用度管財係

電話 : 0173-35-3111

FAX : 0173-35-0009

メールアドレス : hospital@city.goshogawara.lg.jp

5. 現場説明会

下記のとおり、現場説明会を実施する。

(1) 申込方法

参加申請書【様式1】中の参加予定者氏名に参加者を記入の上、提出。

(2) 実施日

令和7年2月14日（金）予定

※詳細については、参加者へ別途通知する。

6. その他

実施要領、仕様書及びその他様式については、当院公式ホームページ

(<https://www.tsgren.jp/tsugaru-general-hospital/2024topic-proposal2>) においてダウンロードすることができます。